

平成25(2013)年10月8日

保 護 者 様

大阪市立大宮中学校
校 長 川畑 雅二

非常災害時等の臨時休校について

秋冷の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、気象庁が8月30日に「特別警報」の運用を開始したことに伴い、警報が出たときの臨時休校の判断基準が改正されました。

今後、警報が出た時の判断は下記の通りです。

記

- 1 台風等で「暴風警報」か「特別警報」が午前7時の時点で発令
- 2 台風でなくても、大阪市全域に「暴風」に関する警報か「特別警報」が出るか、環状線と地下鉄が全線運休したときには、臨時休業となります。

※ 暴風警報以外の警報（大雨警報・洪水警報）では臨時休業にはなりません。

※ 暴風警報による学校休業で、給食が中止になった場合の給食費は、年度末にまとめられて、徴収金口座への振込みで返金されます。